

令和7年度冬期閑散期誘客促進業務 企画提案募集要領

第1 趣旨

この要領は、令和7年度冬期閑散期誘客促進業務（以下「本業務」という。）を委託するに当たり、公募型プロポーザル方式により、優れた提案及び能力を有し最も適格と判断される事業者を選定するために必要な事項を定めるものである。

第2 委託業務の内容

1 委託業務名

令和7年度冬期閑散期誘客促進業務

2 業務内容

別紙「令和7年度冬期閑散期誘客促進業務 仕様書」（以下「仕様書」という。）による。

3 委託期間

契約締結の日から令和8年3月31日まで

4 事業費（委託上限額）

20,000,000円（消費税及び地方消費税の額を含む。）

なお、この金額は契約金額の限度額を示すものであり、県がこの金額で契約することを約束するものではない。

第3 応募資格

1 企画提案に応募できる者に必要な資格は、次のとおりとする。

- （1）宮城県内に事業所を有する法人であって、消費税及び地方消費税並びに地方税の全ての税目において滞納及び未納がないこと。
- （2）地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4（一般競争入札の参加者の資格）の規定に該当する者でないこと。
- （3）この事業の募集開始時から企画提案提出時までの間に、宮城県の物品調達等に係る競争入札の参加資格制限要領（令和2年4月1日施行）に掲げる資格制限の要件に該当する者でないこと。
- （4）宮城県入札契約暴力団等排除要綱（平成20年11月1日施行）の別表各号に規定する措置要件に該当しないこと。
- （5）以下のいずれかの手続をしている又はされている者でないこと
 - イ 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てをしている者又は再生手続開始の申立てがされている者
 - ロ 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更正手続開始の申立てをしている者又は更生手続の申立てがされている者
 - ハ 破産法（平成16年法律第75条）に基づき破産手続開始の申立てをしている者又は破産手続の開始の申立てがされている者

- (6) 政治団体（政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第3条の規定によるもの）でないこと。
- (7) 宗教団体（宗教法人法（昭和26年法律第126号）第2条の規定によるもの）でないこと。
- (8) 過去に国又は地方自治体からの委託を受けて観光分野における業務実績があるなど、当該業務の円滑に遂行できる能力を有し、効果的な実施体制が整備できること。

2 上記1を満たす1事業者を代表とする複数事業者による共同提案も可能とする。その場合、県は代表者とのみ委託契約を行うため、その他の事業者については、代表者との委託契約（本県との関係においては再委託に該当）により業務を行うこととするが、再委託先においても上記1の（1）から（8）までの条件を満たさなければならない。また、1つの事業者が複数の企画提案者の再委託先事業者となることはできない。さらに、本事業の進行管理及び取りまとめ等は代表者の責任において行うものとし、代表者は、応募時に、企画提案書に再委託先事業者の名称、所在地、再委託内容、目的及び理由等を具体的かつ明確に記載し、委託契約締結後に県と改めて再委託に関する協議を行うものとする。

なお、契約締結後、応募時に記載していなかった事業者と再委託する必要が出てきた場合は、県がやむを得ないと認めたものについてのみ、再委託を可能とする。

第4 スケジュール（予定）

募集開始から契約締結、業務着手までの予定は以下のとおりである。

内容	期日
企画提案募集開始	令和7年9月16日（火）
企画提案書作成等に関する質問受付期限	令和7年9月19日（金）
企画提案書作成等に関する質問への回答期限	令和7年9月24日（水）
企画提案への参加申込期限	令和7年9月26日（金）
企画提案書の提出期限	令和7年10月1日（水）
1次審査（書類審査）	令和7年10月3日（金）（予定）
2次審査（プレゼンテーション審査）	令和7年10月8日（水）（予定）
企画提案書の選考結果の通知（予定）	令和7年10月上旬（予定）
見積合わせ、契約の締結	令和7年10月中旬（予定）
業務開始	令和7年10月中旬（予定）

第5 応募手続

1 企画提案書作成等に関する質問の受付

- (1) 受付期限 令和7年9月19日（金）午後5時まで（必着）
- (2) 提出方法

イ 指定様式（様式第1号）を用いて、電子メールにより提出すること。

ロ 件名及び電子メールアドレスは、下記のとおりとする。

(イ) 件名：【事業者名】令和7年度冬期閑散期誘客促進業務に係る質問書

(ロ) 電子メールアドレス：kankouks@pref.miyagi.lg.jp

(宮城県経済商工観光部観光戦略課国内誘客推進班)

ハ 電話や口頭、受付期間以外の質問は一切受け付けない。

(3) 回答方法

質問に対する回答は、令和7年9月24日(水)までに宮城県経済商工観光部観光戦略課のホームページに掲載する。

ただし、質問又は回答の内容が質問者の具体的な提案事項に密接にかかわるものについては、質問者に対してのみ回答する。また、質問の内容によっては回答しないこともある。

2 企画提案への参加申込み

(1) 提出書類

イ 企画提案参加申込書(様式第2号)

ロ 宣誓書(様式第3号)

ハ 同種・類似業務の受託実績(任意様式)

- ・官民を問わず、これまで実施した代表的な事業が分かる資料を提出すること。
- ・過去2年以内に国又は自治体から受注した代表的な事業があれば併せて提出すること。

ニ 法人の概要(既存のパンフレット、ホームページなど概要の分かるもの)

(2) 提出期限 令和7年9月26日(金)午後5時まで(必着)

(3) 提出方法

イ 原則として電子メールにより提出すること。なお、セキュリティ等の理由から電子メールでの提出が困難な場合は国内誘客推進班に連絡すること。

なお、押印が必要な書類は、押印の上、その写しをPDF形式で提出すること。押印した原本はプレゼンテーション審査の際に提出を求めるのでそれまで保管すること。

ロ 提出先の電子メールアドレスは、下記のとおりとする。

kankouks@pref.miyagi.lg.jp (宮城県経済商工観光部観光戦略課国内誘客推進班)

3 企画提案書の提出

(1) 提出書類

イ 企画提案書(任意様式。A4版横書き。表紙と目次を除き20ページ以内。)

ロ 参考見積書(任意様式)

(2) 提出期限 令和7年10月1日(水)正午まで(必着)

(3) 提出方法

イ 電子メールにより提出すること。なお、セキュリティやファイル容量の都合等により、送信が困難な場合は国内誘客推進班宛て連絡すること。

ロ 電子メールアドレスは、下記のとおりとする。

kankouks@pref.miyagi.lg.jp (宮城県経済商工観光部観光戦略課国内誘客推進班)

(4) 企画提案書の構成

- イ 表紙
- ロ 目次
- ハ 企画提案全体のコンセプト及びターゲット層
- ニ 宿泊割引クーポン施策の内容
- ホ プロモーション施策の内容
- ヘ 冬期需要把握・旅行者動向調査の内容
- ト 効果検証のための指標及び目標値
- チ 業務実施のスケジュール
- リ 実施体制
- ヌ 過去の類似実績内容
- ル 参考見積

第6 業務委託候補者の選考

1 業務委託候補者の選考方法

- (1) 企画提案者の評価は、評価基準における審査項目ごとに設定された配点により行う。
- (2) 各選定委員の評価点の平均が満点の6割以上で、かつ、各選定委員の評価において1位の採点を最も多く取得した企画提案者を業務委託候補者に選定する。
- (3) 各選定委員の評価において1位の採点を最も多く取得した企画提案者が複数いる場合は、その企画提案者のうち、次点の採点が最も多い企画提案者を業務委託候補者に選定する。
- (4) 前項の規定にかかわらず、各選定委員の評価点の平均点が満点の6割に満たなかった場合には、優秀な企画がなかったものとみなし、再度企画提案を公募の上、選定委員会を開催する。
- (5) 企画提案者が4者を超えた場合は、事務局により、プレゼンテーション審査に先立ち一次審査（書面審査）を実施し、上位4者を選定する。
- (6) 企画提案者が1者のみであった場合は、各選定委員の評価点の平均が6割以上となった場合に、業務委託候補者として決定する。
- (7) 選定に当たり疑義が生じた場合は、選定委員会で協議の上、業務委託候補者を選定する。

2 1次審査（書類審査）

- (1) 書類審査の実施日
令和7年10月3日（金）（予定）
- (2) 審査の実施方法
応募のあった企画提案書について、事務局により評価基準・配点（第7）に基づいて審査し、書類審査の結果、提案者の中から上位4者を選定する。
- (3) 審査結果の通知
審査終了後、速やかに全ての提案者に審査結果を通知する。

3 2次審査（プレゼンテーション審査）

（１） 実施日 令和7年10月8日（水）（予定）

※詳細は2次審査参加者に別途通知する。

（２） 実施会場 宮城県行政庁舎14階 経済商工観光部会議室（予定）

（仙台市青葉区本町三丁目8番1号）

（３） 実施方法

- ・出席者は1提案につき3名以内とする。
- ・1応募者当たりの持ち時間は25分以内（説明時間15分以内、質疑応答10分以内）とし、県が指示した時間から順次、個別に行うものとする。
- ・事前に提出された書類に基づいてプレゼンテーションを行うこととし、追加資料の配付は原則として認めない。
- ・実施会場にはプロジェク又はモニター及びHDMIケーブルを用意するので、パソコンを持参して説明することも可とする。
- ・実施会場での直接のプレゼンテーションとし、WEB参加は不可とする。

（４） 選考結果の通知

全ての企画提案書提出者に審査結果を通知する。また、「入札結果等の公表要領（平成20年4月1日施行）」に基づき、見積合わせの結果及び選定に係る下記の事項を公表する。

イ 参加者名称

ロ 選定された候補者の名称と得点

ハ 他の参加者の得点（得点を点数順に記載するのみで、参加者名は列記しない。）

ニ 選定委員名

4 選定結果の通知、審査及び選定結果に対する質問

審査終了後、全ての企画提案者に選定結果を通知する。

なお、審査及び選定結果に関する質問には一切応じない。

第7 評価基準・配点

審査項目及び配点は、別紙に定める内容に基づき評価を行うものとする。

なお、評価の合計点は100点とする。

第8 失格事由

1 次のいずれかに該当する場合は、応募者を失格とする。

- （１） 提出された企画提案書等に記載されている文字の判読が困難である場合、又は文意が不明である場合
- （２） 本募集要領等に従っていない場合
- （３） 選考（プレゼンテーション）に参加しなかった場合
- （４） 同一の応募者が2つ以上の企画提案書を提出した場合
- （５） 企画提案方式による公正な企画提案の執行を妨げた場合
- （６） 民法（明治29年法律第89号）第90条（公序良俗違反）、第93条（心裡留保）、第9

- 4条（虚偽表示）又は第95条（錯誤）に該当する提案を行った場合
(7) 発表済の内容と酷似した提案を行った場合

2 その他

- (1) 企画提案書等の提出を取り下げる場合は、速やかに「取下願」（様式第4号）を提出すること。
(2) 取下願の提出があった場合も、既に提出された企画提案書等は返却しない。
(3) 企画提案書等の再提出は認めない。
(4) 審査は提出された企画提案書等により行うが、提案受付後、提案内容について説明を求めることがある。

第9 委託契約の締結

1 委託契約先

本業務は、原則として、業務委託候補者に委託する。

2 仕様の決定

委託する仕様内容は、プレゼンテーションの審査結果通知後、仕様書及び企画提案された内容を踏まえ、県と業務委託候補者とで協議の上決定する。

3 見積合わせの実施

県は、業務委託候補者と、財務規則（昭和39年宮城県規則第7号）に定める随意契約の手続により、予定価格の範囲内で見積合わせを行い、本業務を委託するものとする。

4 委託料の支払条件

業務委託料の支払条件については、県と委託候補者との協議により、契約書で定めるものとする。

5 契約保証金

委託候補者は、契約保証金として契約額の100分の10以上の額を契約締結前に納付しなければならない。ただし、財務規則第114条各号に該当する場合には、契約保証金の全部又は一部を免除することがある。

第10 その他必要な事項

1 契約に関する条件等

(1) 成果品の利用（二次利用等）

本業務による成果品の著作権は県に帰属するものとし、また、県は本業務の成果品を、自ら使用するために必要な範囲において、随時利用できるものとする。

(2) 機密の保持

受託者は、本業務（再委託をした場合を含む。）を通じて知り得た情報を機密情報として扱い、契約の目的以外に利用し、又は第三者に提供してはならない。また、本業務に関して知り得た情報の漏えい、滅失、き損の防止、その他適正な管理のために必要な措置を講じなければならない。契約終了後もまた同様とする。

(3) 個人情報の保護

受託者は、本業務（再委託をした場合を含む。）を履行する上で個人情報を取り扱う場合は、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）を遵守しなければならない。

2 その他

（1） 企画提案書の取扱い

提出された提案書は、原則として、返却しない。

（2） 提出後の変更

提出された書類は、原則として、提出後の差替え、変更及び取り消しは認めない。

（3） 企画提案に要する費用は、全て提案者の負担とする。

（4） 本業務により得られた成果は、全て県に帰属するものとする。

（5） 企画提案に参加する事業者が企画提案を公正に執行することが困難であると認めるときは、本公募型プロポーザル方式による実施を延期し、又は取り止めることがある。

（6） 本業務の実施に関して、業務委託候補者の企画提案の内容をそのまま実施することを約束するものではなく、県と業務委託候補者で協議の上、決定する。また、業務委託の後、具体的な業務内容や進め方等については、逐次、県と協議することとする。

別紙

第7 評価基準・配点

評価項目	評価の視点	配点
業務実施のコンセプト及び全体計画 (30点)	業務実施の方向性・全体計画、提案全体の概要及びスケジュールは適切か。	10点
	ターゲット層の設定や事業目的の理解が的確であり、全体のコンセプトに反映されているか。	10点
	独自性や工夫が盛り込まれ、実現可能性がある内容となっているか。	10点
業務別の内容 (60点)	宿泊割引クーポン施策が具体的で、対象や条件が分かりやすく、地域間バランスも考慮されているか。	15点
	プロモーション施策がターゲットに沿っており、県内各地域への周遊促進に資する内容になっているか。	20点
	冬期需要や旅行者動向の調査・分析が具体的で、報告書に活かせる内容となっているか。	15点
	本業務の成果を測定・検証するにあたり、適切に事業効果を把握できる指標及び目標値が設定されているか。	10点
業務の実施体制及び効率性(10点)	全体の実施体制が整っており、本業務が確実に遂行できると見込めるか。	5点
	業務に係る費用は適切であり、提案内容と整合性がとれているか。	5点